

「労務費基準」順守へ、本格調査 建設Gメンの26年度活動方針

国土交通省は、建設業法令順守本部の2026年度の活動方針を決めた。「労務費の基準」を著しく下回る見積もり・契約を禁止する改正建設業法が昨年末に全面施行したことを受け、建設Gメンによる調査を本格化。駆け込みホットラインに寄せられた情報を入口に追加調査し、改善指導や監督処分につなげる。25年度に特に指導件数の多かった見積書の不備に注目し、26年度も継続的に調査する。

建設Gメンの最も重要な目的には、請負契約の適正化を通じた労働者の処遇改善、働き方改革の推進を位置付けた。労務費や工期設定に力点を置き、建設業法の順守状況を調査する。従来の電話対応に加えてオンラインの情報収集フォームを開発するなど、機能を拡充した駆け込みホットラインや、下請取引等実態調査を活用する。

法令違反の疑義情報を精査し、追加調査を実施する。請負代金については、当初と最終の見積書を比較。大幅な減額が見られた場合、1月に公表した取引事例集に照らして原因を把握する。特に労務費が適正額を著しく下回る場合、注文者との協議状況を確認する。

契約締結の関連では、資材価格が高騰した際、価格転嫁協議を円滑化する条項が契約書に記載されているか確認する。価格高騰が発生した場合は、価格転嫁を適切に協議しているかも調べる。

工期設定については、休日確保や猛暑日の不稼働の考慮状況を調べる。長時間労働の事案は労働基準監督署とも情報共有する。

■25年度の指導768件、見積関係が最多

建設Gメンの25年度の活動結果も明らかにした。監督処分の実施件数を見ると、許可の取り消しは1業者、独禁法違反や無許可業者との下請け契約による営業停止は14業者、労働安全衛生法違反などによる指示は4業者。勧告・文書指導は768業者が受けた。

最も多かった指導内容は見積もりに関するもので、641件だった。材料費・労務費を内訳明示していなかったり、見積条件を提示していない例が多かった。見積書の内訳明示は労務費確保の商慣行の第一歩目に当たり、26年度も重点的な調査の対象とする。

次いで多かったのが、価格転嫁ルールなど契約書に記載すべき事項の不備による指導で、516件だった。

法令違反の疑いがあるとして寄せられた情報は3558件。このうちホットライン経由は1946件だった。報告徴収や立ち入り検査は1318件行った。(2026.6.4(木)建通新聞)

過剰な受注で短工期設定 「工期ダンピング」で受注者に指導

国土交通省の建設Gメンが、2025年度の活動結果を公表する一環で、初めて具体的な行政指導の事例を示した。設備工事業者が自社の体制を考慮せず、同時に複数の発注者から設備工事を請け負った結果、技能者が違法な長時間労働となった事例を取り上げた。受注者が自ら基準に満たない短工期を設定する、いわゆる「工期ダンピング」に該当することを指摘した。

25年末に全面施行した改正建設業法では、「工期の基準」に満たない著しく短い工期の設定を、発注者だけでなく受注者に対しても禁止した。受注者が自ら極端な短工期を設定し、実質的に労務費など適正な施工に必要な経費をダンピングすることを防ぐ狙いがある。

指摘を受けた事例では、設備工事業者が複数の民間発注者から店舗施設の設備工事を同時に受注した。各工事の作業人員が不足している中、一人あたりの作業量が長時間労働を前提としたものになっていた。

建設Gメンは、工事を個別に見れば一般的な工期を設定していたとしても、自社の人繰りを考慮せず、結果的に長時間労働となるような工期を設定すれば、法違反の著しく短い工期に該当する恐れがあると指摘。情報提供を受けた近畿地方整備局が設備工事業者に対し、工期の基準を踏まえて適切な工期を設定するよう指導した。

国交省は今後も、工期設定に限らず建設工事の請負契約に関連した指導について、具体的な事例を公表する考えだ。「労務費の基準」を著しく下回る見積もり・契約の禁止など、新たなルールの定着に向け、どのような取引が法違反の恐れがあるかを分かりやすく伝える。(2026.6.5(金)建通新聞)

育成就労で初の MOC 合意 タイ労働省と適正運用に協力

厚生労働省、法務省、外務省、警察庁は、タイの労働省との間で、2027 年度に始まる育成就労制度に関する協力覚書（MOC）に合意した。育成就労制度のMOCを作成するのは、今回が初めてとなる。両国は、育成就労外国人の保護と育成就労制度の適正な運用を目指す。

MOCには、日本とタイが果たすべき責務、育成就労外国人の待遇、監理支援機関の許可基準、育成就労計画の認定基準などが盛り込まれた。MOCに合意したことにより、タイ政府がリストアップした認定送出機関と、認定送出機関から送り出される育成就労外国人は、推薦状が不要となる。

日本は、監理支援機関の許可と育成就労計画の認定を行い、許可・認定が取り消された場合は、タイ側に通知する。タイは不適切な育成就労実施者を通報することが可能で、通報を受けた場合、日本は適切に対処する必要がある。

タイは、育成就労外国人の選考と配置に向けたガイドラインを準備する他、就労期間を終えて帰国した育成就労外国人に関する調査に協力する。育成就労の対象者が犯罪歴の有無に関する公的文書を取得できるような措置も講じる。

また、雇用契約の締結前には育成就労外国人に対して日本の労働条件を説明することとし、労働基準法や労働安全衛生法などの適用や、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いの禁止などについても情報を周知する。（2026.6.5(金)建通新聞）

7月から全国で特定技能説明会 育成就労制度も解説 JAC

建設技能人材機構（JAC）は、建設分野の特定技能人材制度に関する説明会を7月から全国で開催する。説明会では、技能実習制度に代わって2027年度から始まる育成就労制度についても解説する。参加費は無料。対面とオンラインのハイブリッド形式で、申し込みは先着順となっている。

7～9月は、主として建設企業の経営者層向けに、外国人材と日本人労働者の現状や、建設分野の特定技能・育成就労に関する制度概要、受け入れのための手続きを説明する。開催地は全国10ブロックと東京都。育成就労制度については、外国人雇用に詳しい杉田昌平弁護士が講師を務める。

開催地は▽福岡県（7月8日）▽広島県（7月

9日）▽沖縄県（7月16日）▽北海道（7月23日）▽香川県（7月30日）▽東京都（8月6日）▽新潟県（8月20日）▽宮城県（8月27日）▽大阪府（9月2日）▽愛知県（9月3日）▽埼玉県（9月10日）一。

10月～11月には、主要5都市で外国人材の受け入れを担う事務担当者向けの説明会を開く。国際人材協力機構（JITCO）が育成就労制度を解説する。開催地は▽北海道（10月8日）▽大阪府（10月21日）▽愛知県（10月22日）▽東京都（11月5日）▽福岡県（11月26日）一。（2026.6.8(月)建通新聞）

清水建設／石綿含有建材付着の廃アルミパネル再利用／トーチタワーのサッシに

清水建設は、アスベスト（石綿）含有建材が付着した廃アルミパネルを新築工事向け建材の原材料に再生利用する。東京駅日本橋口前で施工中の国内最高層ビル「Torch Tower（トーチタワー）」に設置するアルミサッシの原材料として使う。少ない水量で高い除去効率が確保できる自社技術を活用。パネル裏面の石綿含有建材を除去する。スクラップ材としての品質を有価売却できるまでに高めた。

再生アルミサッシはYKKAPの協力を得て製作した。取り組みの初弾として、東京駅日本橋口前再開発の一環で解体された朝日生命大手町ビルの外装アルミパネルを再資源化。石綿含有建材の付着物を分別処理し、跡地で施工中のトーチタワーに取り入れた。

清水建設によると、解体現場で回収される外装アルミパネルは、石綿を含有する樹脂状の防振材が裏面に塗布されていることが多く、再資源化の支障になっている。そのため廃アルミパネルの大部分はパネルごと石綿含有廃棄物として埋め立て処分されている。

同社はこうした課題に対処するため、自社開発した小水量型超高压ウォータージェット工法「S-Jet」を活用。手作業では困難だった石綿含有建材を効率的、低コストで取り除く。

解体時に分別回収した朝日生命大手町ビルの外装アルミパネル91トンをサッシメーカーとスクラップ事業者の有価売却。うち約31トンをトーチタワー向けに製作するアルミサッシの原材料として活用した。これからトーチタワーの建設現場に順次搬入し、地上14～54階に設けるサッシの一部に採用していく。

同社は、アルミ建材に限らず幅広い新築・解体現場由来の廃材の再資源化に取り組んでいく。(2026.6.10(水)建設工業新聞)

技術者人材、海外から確保 インターン制度の構築検討

国土交通省は、担い手確保に悩む中堅・中小建設業向けに、外国人技術者の採用を見据えたインターンシップ制度の構築を検討する。外国の理工系・建設系の大学生はインターンシップ経験を重視する傾向が強く、持続的に技術者人材を確保できる仕組みの整備を目指す。日本の建設業における技術者キャリアの整理や、日本語教育の優良事例収集も進め、外国人材の採用・定着につなげる。

外国人が日本国内で施工管理や設計、測量などを担う技術者職に従事するには、「技術・人文知識・国際業務」(技人国)の在留資格を要する。国交省によると、建設業における技人国の在留者数は2024年度時点で1万6161人で、直近8年間で約5倍に急増。ただし、外国籍の監理技術者は日本語能力や資格取得の困難さから約1900人にとどまっている。

こうした監理技術者の多くは大規模工事の施工管理に従事しており、大手ゼネコンによる採用・育成が中心だ。技能者を対象とした「特定技能」「技能実習」のように技能・日本語能力の規定がなく、企業が自ら現地で採用活動を行う必要もあるため、ノウハウに乏しい中堅・中小建設業が挑戦するハードルは高い。

国交省は25年度、若年の理工系人材が豊富で海外就労の希望者が多いインドとウズベキスタンを対象に実態調査を実施。土木・建築系学科のある大学や公的機関へのヒアリングを行い、教育内容や大学生のキャリア志向、人材送り出しに向けた制度構築への関心を聞いた。

調査では、両国とも教育・就労の入口としてインターンがほぼ必須となっていることや、日本への送り出しのルートが整備されていないことが明らかになった。また、日本への関心は高まりつつあるものの、日本語能力を高める機会は限られているとの指摘もあった。

そこで、国交省は中長期的な取り組みとして、現地の大学と連携した日本の建設業へのインターンシップ制度の創設を検討することとした。まずは小規模なトライアルで効果を検証し、本格運用につなげるイメージだ。さらに、海外の大学生

などを対象に日本の建設業をアピールする「ジョブフェア」事業の開催国拡大も検討する。

さらに、中小建設業を対象とする「外国人建設技術者の採用・定着に向けたハンドブック」について、標準的な育成のロードマップを盛り込んだ更新版を公表した。入社すぐから1年目、3年目、5年目へと段階を踏んで施工管理を担えるようになるまで、社内で求められる役割や必要な日本語能力、必要な資格を例示。日本の建設業で外国人材が技術者として働く際のキャリア像を発信していく。

採用・内定段階では外国人技術者の日本語能力は多くの場合不十分なことを踏まえ、日本語教育の優良事例も収集し、横展開する。(2026.6.11(木)建通新聞)

標準労務費の実効性確保 「繁閑差解消とセットで議論を」

建設産業専門団体連合会(建専連)の岩田正吾会長は、6月11日に開いた総会後の会見で、改正建設業法に基づく標準労務費に実効性を持たせるためには「業務の繁閑差の解消とセットでないとうまく回らない」との考えを述べた。近く国土交通省が設置する検討会での議論の進展に期待感を示した。

会見には、三野輪賢二副会長(日本型枠工事業協会会長)も出席し、材工一体の請負形態となっている型枠工事において、労務費を行き渡らせるための対応を今後、具体化する考えを示した。全国の型枠工事を対象とした調査に基づき、標準的な歩掛を示す。

大木勇雄副会長(日本建設躯体工事業団体連合会会長)は、標準労務費についてゼネコンの調達部や現場所長への浸透が必要だとした。特に民間工事の発注者に対し、公共工事設計労務単価をベースとした単価の採用を訴えていく。

佐藤隆彦副会長(全国コンクリート圧送事業団体連合会会長)は、コンクリート圧送工事について、まずは労務費と適正施工の必要経費を別表で示し、改正法に対応するとした。

伊藤銀平副会長(全国建設室内工事業協会会長)は、多種多様な内装工事に対応した歩掛整備を進める考えを述べた。

また、岩田会長は夏の暑さ対策と新たな担い手確保策として提言した「建設業の夏休み」の実現に向けて、民間発注者や元請け建設業団体との対話を通じて理解を広げる考えを示した。厳しさを

増す夏の暑さに対し、「建設業界の今までの常識を変えない限り、(若い世代に)見向きもされなくなる」と述べ、制度的な議論に先立って広く関心を喚起する必要性を指摘した。(2026.6.15(月)建通新聞)

重度の労働災害が増加傾向 厚労省調査

厚生労働省がまとめた労働災害動向調査の2025年の結果によると、建設業(事業所規模100人以上)の労働災害発生頻度を表す度数率は0・69となり、前年を0・12ポイント下回った。労働災害の重さを表す強度率は0・03から0・12と大幅に上昇している。

調査は、100人以上の常用労働者を雇用する1万5000事業所を対象に実施している。25年調査には9514事業所が回答した。

100万延べ実労働時間当たりの死傷災害の発生率を集計し、労働災害が発生する頻度を表す度数率は、全産業で2・01となり、建設業は0・69と全産業平均よりも1・32ポイント低かった。1000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数を集計し、災害の重さを表す強度率は、全産業で0・09だったが、建設業は0・12と高い傾向にある。

調査では、建設業の現場単位で労働災害の動向を総合工事業に聞き、4644現場から回答を得た。度数率は1・89で前年と比べ0・02ポイント低下、強度率は0・29と0・28ポイント低下しており、現場単位では労働災害の発生頻度、重さのいずれも改善している。(2026.6.18(木)建通新聞)

専門工事業社、半数超が技能者1人も採用できず／業界全体で対応を／建専連調査

建設工事の技能者を雇用する専門工事業社の採用難が一段と厳しくなっている。建設産業専門団体連合会(建専連、岩田正吾会長)が傘下団体の会員企業に行った直近の調査によると、技能者を「(必要だったが)1人も採用できなかった」との回答が5割を超えた。予定通り採用できた会社は1割強にとどまり、1年前と比べても採用状況は悪化している。ゼネコンやハウスメーカーを含めた人材獲得競争の激化が背景にあるとの見方もある。

昨年11、12月に行った「働き方改革における週休2日制、専門工事業の適正な評価に関する調査」の結果(有効回答751社)を公表した。技

能者を予定通り採用できた会社は14・1%。予定通り採用できなかった会社は74・9%に達し、1年前の65・2%を大きく上回った。

調査主体の「建設技能労働者の働き方改革検討委員会」で委員長を務める蟹澤宏剛芝浦工業大学教授は、この結果を「建設業界全体で重く受け止めるべきだ」と強調する。従来は専門工事業社が主にアプローチしてきた工業高校生に「大手のゼネコンやハウスメーカーが(主に技術者として)目を向けている」と指摘。「現場で直接施工を担う人材が枯渇してしまったらどうするか。元請や下請の立場を超え、業界全体で考えないと、現場のもののづくりが成り立たなくなってしまう」と警鐘を鳴らす。

建設業への入職機運を高め、既存人材の離職を食い止めるためにも、現場の労働環境の改善が必要だと訴える。

今回の調査によると、各社で実際に取得できている休日が「4週8休以上」は18・9%だった。

1年前の10・3%から改善したが、依然低い水準だ。週休2日が困難な理由は「適切な工期が確保できない」「元請が休ませてくれない」が回答数の上位を占める。現状の打開には発注者・元請間での対応が必須となる。

酷暑対策も急務だ。昨年からの熱中症対策が義務化され、水分摂取や休憩しやすい環境整備など元請主導の対策は下請目線でも強化されている。一方、猛暑期間の現場閉所日数が「増えた」は14・1%だった。蟹澤教授は、夏場の休日確保や労働時間短縮の必要性を指摘。その間も生産性を維持する方策として部材のプレハブ化や、設計の確定を前倒しするフロントローディングの徹底による現場作業のオフサイト化を提案する。(2026.6.18(木)建設工業新聞)

「業務のスライド」導入確認 品確法の実施状況調査

国土交通省は、品確法に基づく発注関係事務の実施状況調査で、国の機関や地方自治体の調査・設計業務を対象として、スライド制度の導入状況を調べる。国交省の直轄業務では技術者単価の上昇を機動的に反映するため、2026年度からスライド制度を導入しており、他の公共発注者の対応状況を把握する。

測量や地質調査、設計、補償コンサルタントといった業務では、人件費が委託料の大きな割合を占める。技術者単価は14年連続で上昇する一方

で、履行期間が複数年にまたがる業務で単価が反映されない問題があり、建設コンサルタンツ協会をはじめとした建設関連業団体からスライド条項の導入を求める声が上がっていた。

国交省は26年度から、原則として全ての業務でスライドを適用。工事でのスライドの運用に準拠し、残りの履行期間が2カ月以上ある業務を対象に、未着手の残業務量の変動額が残業務委託料の1・5%（インフレスライドの場合1・0%）を超えている場合に適用する。

調査ではこの他、ダンピング対策や履行時期の平準化、プロポーザル方式の導入状況などについて実態を調べる。結果の公表は12月を予定している。

調査は6月1日時点の実態を聞くもの。結果は、都道府県公契連や発注者協議会、監理課長等会議を通じて共有し、発注関係事務の改善に活用する。（2026.6.19(金)建通新聞）

労務費ダンピング調査徹底 入契調査で自治体の実態把握

国土交通省は、地方自治体などの公共発注者が適正に「労務費ダンピング調査」を行っているか実態を把握する。公共工事標準請負契約約款に則り、支払った労務費・技能者賃金の開示を規定する「コミットメント条項」を盛り込んだ工事請負契約書を使用しているかも確認する。第3次担い手3法の全面施行を受けて、特に自治体が公共工事で労務費を技能者に賃金として行き渡らせる取り組みを適切に実施できているか調査し、徹底させる。

入札契約適正化法に基づく公共発注者の実施状況調査として、財務省・総務省と共同で6月1日時点の状況を調べる。対象は国の機関が19団体、特殊法人が119団体、都道府県・市区町村など自治体が1788団体。調査結果は12月に公表する。

労務費ダンピング調査は、入札金額内訳書の記載内容を基に、労務費の適正性を把握するもの。低入札価格調査制度や最低制限価格制度を補完する新たなダンピング対策として、入契法に基づき、原則全ての公共工事での実施を求めている。

具体的には、落札候補者の入札金額内訳書に記載された直接工事費が、官積算の97%を下回った場合に労務費の適正性を確認する。合理的な回答がなければ注意喚起や警告を行い、その上で建設Gメンに通報する。

コミットメント条項は、改正法の標準労務費に沿った労務費支払いを担保するため、公共工事標準請負契約約款に盛り込まれた。受注者が発注者に対し、直接雇用する技能者への賃金や下請けへの労務費の適正な支払いを約束するとともに、発注者の求めがあれば支払い状況に関する書類を提出することを規定。労務費を末端の技能者にまで賃金として行き渡らせることを担保する。

コミットメント条項はAとBの2パターンの条文があり、Aの条文を採用した場合、下請けとの契約にも同様にコミットメント条項を盛り込むよう求める。発注者と元請けの間だけでなく、元請け・下請けや上位下請け・下位下請けの間でも労務費、賃金支払い状況を把握できるようにする。

また、入札の参加資格要件として設けている配置予定技術者の施工実績要件について、認定要件を緩和する運用の実施状況も調べる。建設業団体からは、出産や育児といったライフイベントに応じて技術者が工期途中で交代する際、それまでの経験を実績として評価されないと技術者の育成に支障が出るとの声が上がっていた。国交省の直轄工事では25年度から、過去の工事で原則として工期の2分の1以上従事していれば、同種・類似の施工実績として評価している。（2026.6.19(金)建通新聞）

「4週8休」技能者は約2割 公共で改善も民間は低水準

建設産業専門団体連合会（建専連、岩田正吾会長）が傘下団体の会員企業の休日取得状況を調査したところ、「4週8休以上」との回答は全体の18・9%となった。前年度からは8・6ポイント上昇しているが、いまだ全体の約2割にとどまる。公共工事主体の企業で4週8休以上の割合が大きく増えた一方、民間工事主体では低水準だったことも分かった。

会員企業の技能者が実際に取得している休日割合を調査した。「4週7休」が18・6%で、最も多かったのは「4週6休」の37・9%。

公共工事主体の企業に限ると「4週8休以上」が36・4%で最も多かった。前年度から12・3ポイントの大幅な上昇となった。

これに対し、民間工事が主体の企業で「4週8休以上」は12・5%となり、公共工事主体の企業と大きな差があった。最も多いのは「4週6休」の42・8%だった。

週休2日制の導入が難しい理由についても調査した。最も多かった回答は「適切な工期が確保できない」の57.9%だった。次いで「元請けが休ませてくれない」との回答も39.2%と多く、回答企業と元請けや上位下請けとの間で、適正な工期の見積もり・契約ができていないことをうかがわせる結果となった。「日給の労働者の収入が減少する」との回答も33.9%あった。(2026.6.25(木)建通新聞)

国交省／標準労務費、実効性確保で官民連携／商習慣定着へ調査・周知注力

元請と下請を含む建設業団体や民間発注者団体などが一堂に会する「建設キャリアアップシステム(CCUS)処遇改善推進協議会」の会合が25日に都内で開かれ、昨年12月に運用を開始した「労務費に関する基準(標準労務費)」の実効性の確保に官民一体で取り組むことを改めて共有した。国土交通省は適正な労務費の見積もりを起点とした新たな商習慣の定着実態を調査しつつ、職種ごとの取引慣行の違いなどを考慮しきめ細かな周知に注力する方針だ。

標準労務費に関する2026年度の取り組み方針を示した。標準労務費の運用に当たって、職種ごとに抱える課題や事情はさまざまだ。同じ職種内でも公共工事設計労務単価の地域差が激しいなどの課題を指摘する声がある。国交省は職種団体ごとに的確な運用の定着に向け、ピンポイントで周知活動に取り組む意向を示す。加えて、地方自治体や民間発注者を含めたサプライチェーン(供給網)全体で理解を広げる。

楠田幹人不動産・建設経済局長は「他産業には例のない新しい取り組みだ。新しい商慣行の定着へ官民で取り組む必要がある」と話し、官民連携での実効性の確保を呼び掛けた。

具体策として労務費などの内訳明示した見積書の商慣行化に向け、各団体による標準見積書の作成を促進。経営事項審査(経審)改正で導入した「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度(職人いきいき宣言)」の宣言状況に応じた加点は7月1日以降の申請で適用する。

会合では、全構成員で取り組む重点課題として▽CCUSの利用拡大▽一人親方対策の推進▽適正な労務費や法定福利費などの必要経費の確保と適正な賃金支払い(賃上げ)の推進▽建設業退職金共済(建退共)の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進ーの四つを確認した。

一人親方対策は3月に作成した働き方のメリットとデメリットを整理したリーフレットの活用を促進。建退共制度は電子申請方式の利用を促し、その際にCCUSとの完全連携や国交省直轄工事での原則化を周知する。(2026.6.26(金)建設工業新聞)

厚労省／建退共制度見直し、12月に在り方まとめ／掛け金上限や日額など

厚生労働省は6月30日、中小企業退職金共済(中退共)と建設業退職金共済(建退共)の見直しに関する考え方を12月ごろにまとめる方針を明らかにした。掛け金や利便性の向上などの在り方を示す。同日、労働政策審議会(労政審)の専門部会で日本建設業連合会(日建連)や全国建設業協会(全建)などが意見表明。両団体とも1000万円超の退職金確保に向けて、掛け金の上限引き上げや複数掛け金の設定などを求めた。

労政審の勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会が会合を開いた。中退共、建退共ともこれまでの同部会で制度の魅力向上や在り方の検討を厚労省に求めていた。会合で厚労省は建退共の検討の論点に▽日額上限と日額の設定▽建設キャリアアップシステム(CCUS)との連携や電子申請が進む中での普及方策▽資産運用ーなどを挙げた。

会合では日建連、全建などからヒアリングした。日建連は、技能労働者を確保する「異次元の処遇改善」として「建退共の抜本的改善」を求めた。退職金1000万円を確保し、2000万円を目指す必要もあると指摘。掛け金の日額上限(800円)を少なくとも1000円以上に引き上げ、政令に基づいて変更を措置できる仕組みを整えるよう求めた。

改正建設業法を踏まえ、建退共の掛け金が「必要経費として発注者負担で確保される」と説明。その上で、CCUSのレベル区分に応じた金額の上乗せ、協力会社の判断で掛け金が上乗せできる仕組み、民間工事への普及、発注額での原資の確保などを提案した。増田昌樹常務執行役は「来年の通常国会に(見直しのための)改正法提出をお願いしたい」と申し入れた。

全建は建退共を「人材確保策」としても機能させるため、賃金水準の上昇に対応した掛け金水準の見直しと最低1000万円を超える退職金確保を求めた。CCUSのレベル判定機能を生かし、選択の幅が広がる複数掛け金制度の検討も要請。日

建連と同じように掛け金の上限を法律で規定するのではなく、政令で規定する措置が必要だとした。

電子化で証紙貼付方式が減っても建退共の支部機能のための委託費の継続、配慮を要望した。全建の岩野剛業務執行理事は「年収が担い手確保のネック」と指摘し、速やかな対応を求めた。委員からはCCUSのレベル判定に応じた掛け金設定や日額の上乗せ、上限引き上げを合理的と評価する意見が出た。(2026.7.1(水)建設工業新聞)

労務費確保の自主宣言企業 7月1日から経審で加点

公共工事の受注企業が受審する経営事項審査の評価項目が、きょう7月1日以降の申請から改正される。「技能者を大切にする自主宣言制度」の宣言企業に対し、新たに加点措置を講じる。宣言企業は6月30日時点で4464社。第3次担い手3法の全面施行を受け、労務費の確保や建設キャリアアップシステム(CCUS)の積極活用により技能者の処遇改善に貢献する企業を評価する。

経審の「社会性等」(W点)の審査項目で5点を加点する。加点を受けるには、制度に基づく取り組みを示す宣言書とともに、取り組み内容の実施に関する誓約書を提出しなくてはならない。取り組みの開始日が経審の審査基準日より後であっても加点対象となる。

自主宣言制度は、適切な労務費や賃金の支払いに取り組む企業が競争で不利になることのないよう、建設工事のサプライチェーンの各段階で評価される環境を整備するもの。このため、元請けと下請け、発注者の立場のいずれかを選んで宣言する。経審で加点対象となるのは、このうち元請け・下請けの立場からの宣言企業。

2025年末に受け付けを開始して以降、6月30日までに元請け3213社、下請け1251社が宣言した。宣言企業は、制度のポータルサイトで検索・閲覧できる。

宣言企業となる手続きはポータルサイトで随時、受け付けている。要件として、他の宣言企業(発注者や元請け、下請け)と優先して取引することや、CCUSの就業履歴蓄積をはじめとした利用環境の整備が求められる。これに加え、元請けや一人親方の立場から宣言する場合は適切な工期・労務費での取り引きが、下請けとして宣言する場合は技能レベルに応じた手当てや賃金の支払い、月給制、週休2日制の導入といった取り組

みが求められる。

経審の申請で必要になる宣言書は、宣言制度のポータルサイトからダウンロードできる。

一方、経審で宣言企業に加点措置を新設するのに合わせ、既存のCCUS活用に対する加点措置を縮小する。技能者の就業履歴を蓄積するのに必要な措置の実施状況に応じ、最大で15点を加点していたが、10点に見直す。

この他、建設機械の保有状況に対する加点対象についても7月1日付けで拡充し、アスファルトフィニッシャーと不整地運搬車を追加する。能登半島地震の応急復旧工事での活用状況を踏まえて見直した。申請に際し、売買契約書かリース契約書の写しと、特定自主検査記録表、自動車検査証の写しの提出を求める。(2026.7.1(水)建通新聞)